

学校において予防すべき感染症について

愛媛県立松山中央高等学校

下記の感染症に罹患し、主治医から集団での感染拡大防止のために自宅療養を指示された場合は、「診療結果のお知らせ」を主治医に記入していただき、提出してください。

記

感染症名

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）
- 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

出席停止（自宅療養）の基準

- ・インフルエンザ …… 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。（※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
- ・百日咳 …………… 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ・麻疹（はしか） …… 解熱後、3日を経過するまで。
- ・流行性耳下腺炎 …… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
- ・風疹（三日ばしか） …… 発疹が消失するまで。
- ・水痘（水ぼうそう） …… すべての発疹が痂皮化するまで。
- ・咽頭結膜熱 …………… 主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
- ・結核 …………… 病状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。
- ・髄膜炎菌性髄膜炎 …… 病状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。